

# 総務教育常任委員会資料

(平成30年7月3日)

〔件名〕

- ・ 県有施設の敷地内にあるブロック塀の点検結果について 【営繕課】・・・1
- ・ 平成30年度鳥取県部落解放月間について 【人権・同和対策課】・・・3

総 務 部

# 県有施設の敷地内にあるブロック塀の点検結果について

平成30年7月3日

営繕課

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、既存のコンクリートブロック塀（以下「ブロック塀」）が倒壊し、登校中の女子児童など2名の方が亡くなるという痛ましい事故が発生したことを受け、同様の事故を未然に防止するため、県有施設の敷地内にあるブロック塀の緊急点検を実施しましたので結果を報告します。

## 1 1次調査の結果

全ての県有施設を対象として、劣化が進んでいたり、設置基準等を満たしていないなど安全性に問題があるブロック塀を把握するため下記のとおり緊急点検を実施した。

- (1) 対象施設：655施設
- (2) 調査基準：①亀裂・損傷の有無  
②塀の高さが基準（2.2m）以下であることの確認  
③控え壁の設置の有無
- (3) 調査期間：6月19日から21日まで
- (4) 調査結果（未利用の土地53カ所を含む）

部局	施設数	ブロック塀を有する施設数	二次調査が必要な施設数
知事部局	404	40	※ 18
警察本部	178	29	12
教育委員会	42	24	11
企業局	13	0	0
病院局	18	0	0
計	655	93	※ 41

※ 2次調査開始後に1施設追加。

## 2 2次調査の結果及び対応方針

1次調査で一定の基準を満たしていない施設について、県技術職員による詳細調査を実施した結果、大阪府高槻市の事例（擁壁等に継ぎ足し設置かつ補強筋なし、控え壁を設けず高さが2.2m超）のような危険な事例は無かったが、劣化等により補強等の対策が必要な箇所が確認された。

- (1) 対象施設：41施設（56箇所、延長約2,300m）  
うち、建築基準法第12条の規定による定期点検の対象となる特殊建築物：12施設
- (2) 調査方法：設置基準の適合性調査（建築基準法の規定に基づく各部寸法計測、鉄筋の有無等の確認）及び劣化診断（欠損、ひび割れ、傾き等の計測）
- (3) 調査期間：6月25日から29日まで
- (4) 調査結果

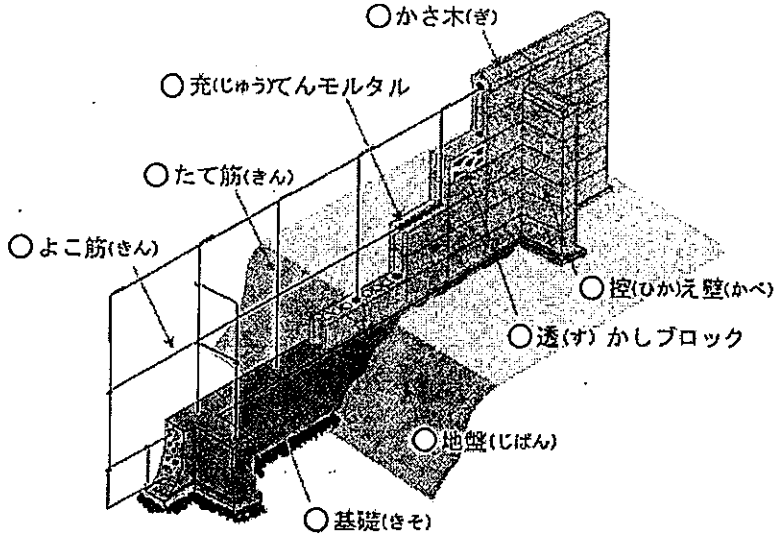
区分	施設数	箇所数	延長(m)	対応方針	
1 現行の建築基準法の設置基準を満たしており健全またはほとんど劣化が認められない	3	3	150		
2 現行の建築基準法の設置基準を満たしていない	35	50	2,140		
控壁（間隔）不適合	ほとんど劣化が認められず安全性に問題が無い	11	20	737	経過観察要
	ひび割れ、傾き等の劣化が認められ安全性に問題がある	16	21	1,093	撤去又は補強等改修が必要
高さが不適合（2.2mを超える）	※ 8	9	310		
3 コンクリートブロック造ではない	2	2	—	—	
4 県が設置したものではない	1	1	—	—	

※高さ不適合8施設には控え壁不適合6施設を含む。

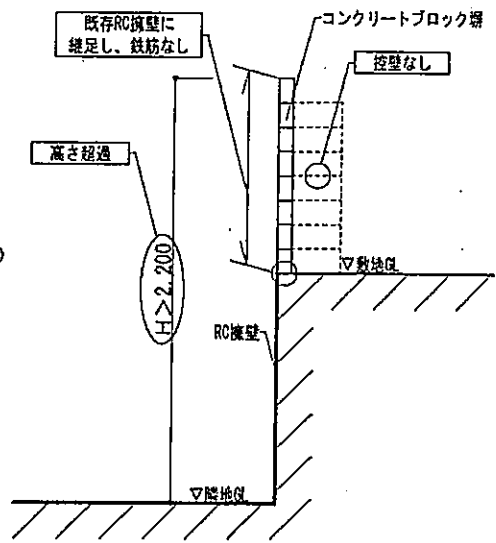
### <対応方針>

- 「撤去又は補強等の改修が必要」と判定した施設
  - ・ 道路に面する位置にあるブロック塀（16施設、19箇所、約450m）  
→速やかに補強・撤去等の措置を講じる。（※一部の施設については、2次調査後に撤去済。）
  - ・ 隣地境界等にあるブロック塀（11施設、11箇所、約950m）  
→隣地所有者、関係部局等と協議の上、順次、補強・撤去等の措置を講じる。
- 「経過観察要」と判定した施設
  - ・ 劣化程度に応じて定期的（1～3年以内に一度）に技術職員が劣化度、安全性を確認する。

■コンクリートブロック造の塀の構造例

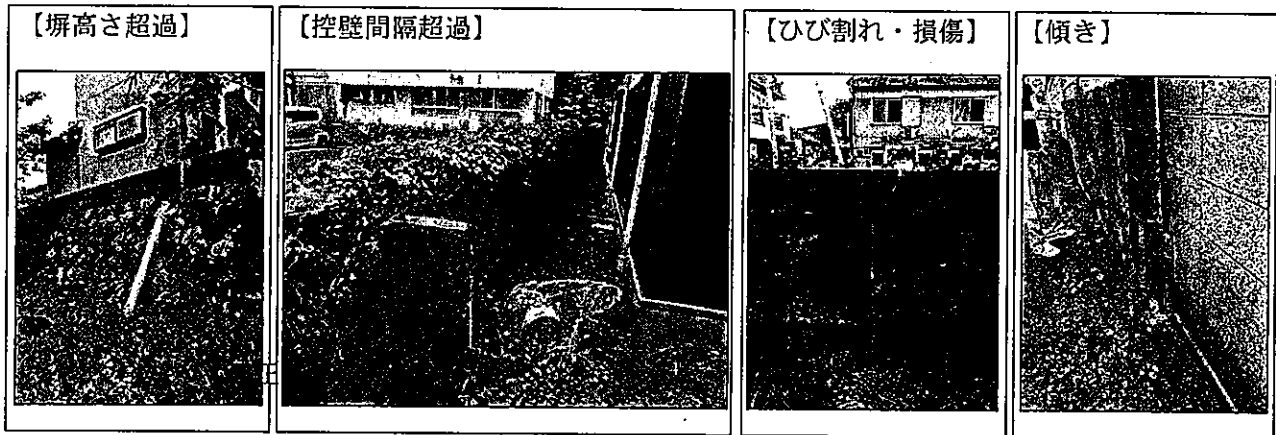


■不適切な事例



■ 2次調査での主な事例 (補強コンクリートブロック造の塀)

項目	判断値	根拠規定等	原因等
塀の高さ超過	2.2m	建築基準法	S56 以前で既存不適格の場合有
控壁の間隔超過	3.4m		
ひび割れ・損傷	2mm (ひび割れ)	建築物応急危険度判定	地震・地盤沈下等の外的要因及び経年劣化等
傾き	1/20		



■建築基準法関係規定の主な改正経緯

適用	現行基準	S25	S46	S56
組積造 【 $H \leq 1.2m$ 】	〇高さ：1.2m以下 〇控壁間隔：4m以下	法施行	高さ：3m→2m	高さ：2m→1.2m
補強コンクリートブロック造 【 $H \leq 2.2m$ 】	〇高さ：2.2m以下 〇控壁間隔：3.4m以下		法施行	高さ：3m→2.2m 控壁間隔：3.2m→3.4m

## 平成30年度鳥取県部落解放月間について

平成30年7月3日  
人権・同和对策課

本県では、昭和45年度から県独自の取組として部落解放月間を設けており、この期間中、部落差別問題への県民の理解と認識を深めるため、県や市町村、関係団体等が連携して、啓発活動を集中的に実施しています。

本年度は、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について県民に広く周知し、部落差別解消の機運を盛り上げることに重点をおき取り組みます。

※「部落解放月間」は、「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して、鳥取県が同和問題の早期解決をめざして昭和45年に制定したものです。

- 1 期 間 7月10日から8月9日まで
- 2 テー マ 「みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会」
- 3 取組主体 鳥取県、県内市町村、関係団体等
- 4 月間中の啓発活動

### (1) 広報

ポスター・リーフレット、街頭啓発活動、広報紙などで「部落差別の解消の推進に関する法律」及び部落解放月間の趣旨、期間中に開催される啓発事業等の周知を図る。

#### 【県の実施事業】

○部落解放月間ポスター・リーフレットの作成

○街頭啓発活動

ア 日 時 7月10日(火) 午前7時10分～8時25分の間

※各駅によって実施時間は異なります。

イ 場 所 JR鳥取駅、倉吉駅、米子駅の出入口付近

ウ 参加団体 鳥取県、市町村、鳥取県同和对策協議会、各地区同和对策協議会、鳥取県人権文化センター、各地区人権教育団体 ほか

エ 内 容 のぼりを掲げ、部落解放月間のテーマ等が記載された啓発グッズを配布  
※鳥取駅では、ガイナール鳥取関係者及びガイナマンが参加

### (2) 講演会等の開催

部落解放月間を中心に県や市町村等が、県民を対象に講演会や各種セミナーなどを開催する。

#### 【県の実施事業】

○人権・同和问题講演会(入場無料・事前申込不要)

ア 日 時 7月26日(木) 午後1時30分から3時30分まで

イ 場 所 倉吉未来中心 セミナールーム3

ウ 講演会テーマ 「とっとりから始める人権と福祉のまちづくり」～地域共生社会をめざして～  
・地域の付き合いの中で起きる様々な差別を無くし、お互いが認め合い、力を合わせ支え合う地域社会をつくるために、隣保館での実践例等を紹介いただきながら取組を考える。

エ 内 容

・ 報 告 身近にある差別事例紹介

・ 講演1 「人権と福祉が一体となった地域共生社会づくり」

講 師 全国隣保館連絡協議会 会長 川崎 正明さん

・ 講演2 「地域共生社会の実現をめざす隣保館の実践」

講 師 鳥取県隣保館連絡協議会 会長/鳥取市中央人権福祉センター 副所長 川口 寿弘さん